

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した
法令違反の事案の公表について

労働基準監督機関は、監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案について、司法処分の結果、監督指導結果の各種の取りまとめ等として、公表を行う場合があるが、これを適正に行うことは、的確な監督指導業務の運営を図っていくうえで重要である。

このため、監督指導及び司法処分により把握した個別事業場の法令違反の公表については、下記によることとするので、的確な運用を図られたい。

記

1 基本的な考え方

労働基準監督機関が、労働基準関係法令に基づく監督等の権限の行使により把握した個別事業場の法令違反の事案については、個人の情報、企業の権利、競争上の利益その他の正当な権利を害するものを多数含んでいるものである。

このため、これを無原則に公表することは、当該個人や企業の権利、利益を害することとなるのみならず、競争上不利益となる事実が公表されることをおそれる企業が、監督指導等に対して、非協力的になったり資料を隠蔽するなどのおそれがあり、労働基準監督官が、企業の実態や法令違反の事実を迅速に発見して的確に指導することが困難となり、その結果、労働者の権利を回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

このため、労働基準監督機関が、監督指導等の権限の行使により把握した個別事業場の法令違反の事案に関する公表については、労働基準監督官には労働基準法及び国家公務員法において守秘義務が課されていることを踏まえ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律その他の法律に基づくほか、以下により適切に取り扱うこと。

2 司法処分を行った事案について

司法処分を行った事案については、同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から、原則として、事案を公表すること。ただし、公表は、その内容が法違反を犯していることが真実である又は真実であると信ずる相当の理由があるものについて、行うものであることから、告訴・告発により捜査に着手した事案であって、捜査を尽くしても告訴・告発の事実に関して法違反が認められないもの等については、公表を行わないこと。

また、報道機関に対する発表資料の内容は、同種犯罪の防止という公益性を確保する観点から、犯罪事実の概要、関連する施策の概要等の必要な範囲とすること。

3 監督指導において法令違反の是正を指導した事案であって、司法処分を行わなかったものについて

監督指導において法令違反の是正を指導した事案であって、司法処分を行わなかったものについては、原則として公表しないこと。ただし、司法処分に至らない事案であっても、事業場の周辺住民の生命・健康に関わる事情が認められるものについては、周辺住民の健康不安が生じかねず、その不安を解消するという公益性の確保の観点から、指導結果を明らかにすることが適当である場合には、公表すること。

4 監督指導結果の取りまとめの広報時の留意点について

従来から、都道府県労働局又は労働基準監督署においては、労働災害防止、賃金不払残業、外国人技能実習生等に対する監督指導結果を取りまとめて広報し、各管内における事業主の遵法意識の向上を喚起することにより、労働条件上の問題点の解消を図っているところである。この場合において、個別事業場の監督指導結果を個別の事案としてではなく、法令違反の態様や指導内容等の典型的な事例として広報することは、事業主による自主的な改善や法令違反行為の抑制の効果が見込まれる。

このため、今後、監督指導結果を取りまとめて広報する場合には、当該事例も含めて公表するよう努めること。その際、公表した事例から特定の事業場が推認されないこととすること。